

| | |
|-------------|---|
| 件名 | 松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 社会教育課 |
| 関係課 | 健康課 |
| 改正対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 松前町老人憩の家設置条例(昭和 49 年松前町条例第 27 号) ・ 松前町教育施設使用料条例(昭和 63 年松前町条例第 16 号) ・ 松前町都市公園条例(平成 7 年松前町条例第 1 号) ・ 松前町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成 11 年松前町条例第 17 号) |
| 根拠法令等 | なし |
| 制定(改正)理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設は、長年使用料の見直しを行っていないことから、現状に即した使用料に見直すための改正。 |
| 制定(改正)の主な内容 | <p>国土調査事業に伴い変更となった地番、使用料改正に伴う料金及び新たに追加された貸出備品名等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松前町老人憩の家設置条例 第 2 条中 第 5 条中 ・ 松前町教育施設使用料条例 第 3 条中(別表第 1、第 2、第 3) ・ 松前町都市公園条例 第 13 条、第 18 条中(別表第 3) ・ 松前町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例 第 9 条中別表 |
| 施行日 | 令和元年 4 月 1 日 |
| 【その他参考事項】 | |